

素案修正点まとめ

ページ	修正箇所	ご意見・ご指摘（確認点）		変更前	変更後
表紙	表紙	事務局より	表紙に基本理念を追加		追加
表紙	表紙	事務局より	表紙の基本理念を3行から2行に	～自分が変わる、社会を変える～ 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう	～自分が変わる、社会を変える～ 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう
1	第1章1	事務局より	第2章7において、 少子高齢化の進行は？ ⇒右記文章を追加		本市においても、人口減少、少子高齢化は深刻な課題となっており、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きるために男女共同参画社会の実現は極めて重要な課題となっています。
1	第1章1、3段落目	事務局より	「本市」を「宍粟市」に修正	本市においても、	宍粟市（以下、「本市」という。）においても、
3	第1章4、(2)	事務局より	「方向性を確認するため」を修正	地域における男女共同参画の推進状況を把握し、今後の取り組みの方向性を確認するため、	地域で暮らす方や活動する方の視点から、地域における男女共同参画の現状と課題を把握するため、
3	第1章4、(3)	事務局より	市民委員会以外の庁内会議については記載不要とする	また、本プランの策定にあたり、男女共同参画に関する関連施策等の検討及び連絡調整を行う庁内調整会議も設置し、審議を行いました。	削除
6	第2章1(2)	事務局より	右記文章を追加		平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める

					など、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。
7	第2章2(1)	策定委員会時	総人口の推移と将来推計 グラフの年まちがい		グラフ修正
14	第2章2(4)	6/25 修正指示	グラフが見にくい		グラフを4つに分ける
15	第2章2、(4)①	事務局より	女性を加える	審議会への登用割合を兵庫県内他市と比較すると、	審議会への女性登用割合を兵庫県内他市と比較すると、
15	第2章2、(4)①	事務局より	女性を加える	■審議会への登用割合の他市比較(平成30年)	■審議会への女性登用割合の他市比較(平成30年)
16	第2章2、(4)②	事務局より	右記の記載を追加	兵庫県内他市と比較すると、	自治会長に占める女性の割合を兵庫県内他市と比較すると、
16	第2章2、(4)②	事務局より	表現修正	宝塚市が21.3%、尼崎市が19.5%と高くなっていますが、本市は0.0%となっています。	宝塚市が21.3%、尼崎市が19.5%と高くなっています。本市は0.0%と、女性の自治会長がいない状況となっています。
18-	第2章3全体	事務局より	複数回答か単数回答かについて記載する(右記以外の設問もすべて)	① 男女共同参画に関することばの認知度	① 男女共同参画に関することばの認知度(複数回答)
25	第2章3(6)②	事務局より	右記表現追加	暴力を受けたことについて、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は半数みられます。	暴力を受けたことについて、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は半数程度みられます。
28	第2章3	事務局より	男女共同参画へ求めることのQ&Aはどうか →(9)として追加		(9)
31	第2章5(2)	事務局より	右記表現を削除 (WSに出ていた意見のままですが、「DV、暴力」のみの項目もあるため、あえてすべて記載する必要はないと考えました。)	・AVは男性のためのファンタジー	・AV
33-34	第2章6		庁内関係課へのヒアリングシート内容を掲載		該当ページを参照ください

33	第2章6、I	事務局より	項目追加		◇さらに、固定的性別役割分担意識を解消するための効果的な啓発が必要。
34	第2章6、III	事務局より	右記修正	●審議会等委員への女性の登用促進や市女性管理職割合の向上に取り組んだ。	●審議会等委員への女性の登用促進や市職員における女性管理職割合の向上に取り組んだ。
34	第2章6、III	事務局より	地域に限られるので右記削除	●各自治会の学習委員の選任は男性と女性を原則とし、地域活動における男女共同参画の推進を図った。	削除
34	第2章6、III	事務局より	右記修正	●平成29年度までは、メンズキッチンを開催するなど、男性が参加しやすい料理教室を開催した。	●これまでメンズキッチンを開催するなど、男性が参加しやすい料理教室を開催した。
34	第2章6、III	事務局より	右記修正	◇女性が地域のリーダーとして活躍できるよう、支援の充実が必要。	◇女性が地域のリーダーとして活躍できるよう、女性が自信を身につける支援が必要。
34	第2章6、III	策定委員会意見	右記修正	◇男性が参加しやすい教室となるよう、講座内容や開催時間の工夫が必要。	◇家事・育児について、自立という観点から男性の参加を促進させる啓発や取り組みが必要。
34	第2章6、IV	事務局より	右記修正	●働く場面において女性が力を十分発揮できるように、「宍粟市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に取り組んだ。	●働く場面において女性が力を十分発揮できるように、「宍粟市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んだ。
34	第2章6、IV	事務局より	右記修正	◇男女共同参画に関する条例の制定や「男女共同参画センター」の機能を有した施設整備に向けた取り組みが必要。	◇男女共同参画に関する条例の制定や「男女共同参画センター」の機能を有した拠点整備に向けた取り組みが必要。
35	第2章7(2)	事務局より	アンケートの表現を用いないかたちに変更	また、自治会長やPTA会長等、女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについてみると、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」や「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をな	また、自治会長やPTA会長等、女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについてみると、女性が地域活動のリーダーになることに対する男性や女性自身の抵抗感をなくすことや、女性が地域活動のリーダーになることに対する評価を高めること

				くすこと」「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」が高くなっています。	が高くなっています
37	第3章1	事務局より	基本理念に関する文章の変更	<p>男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。</p> <p>私たちのめざす男女共同参画社会とは、互いを尊重し、思いやりの心をもち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会です。本プランでは、下記を基本理念として掲げます。</p>	<p>「日本国憲法」は、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障しています。また、すべての個人が平等であり、性別や社会的身分等により差別されないとしています。そして、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても今以上に生きやすく働きやすい社会の実現をめざす施策でなければなりません。</p> <p>また、生物学的・社会的な「男性」「女性」といった性別だけではなく、一人ひとりの性の在り方が尊重され、自分らしく生きられる社会の実現をめざします。</p> <p>よって、本プランでは下記を基本理念として掲げます。</p>
37	第3章1	事務局より	リード文を修正	よって、本プランでは下記を基本理念として掲げます。	よって、本プランでは「～自分が変わる、社会を変える～ 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう」を基本理念として掲げ、互いを尊重し、思いやりの心をもち、性別にとらわれるこ

					となく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざします。
38	第3章2(2)	事務局より	農業・地域・防災追加	市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、自治会、企業・事業所、団体等への働きかけを行います。	市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、行政分野における女性の参画を拡大するとともに、企業・事業所等の経済分野、農林漁業分野、自治会等地域活動、防災・復興分野での女性の参画拡大やその働きかけを行います。
38	第3章2(3)	事務局より	ワークライフバランス	雇用における均等な機会及び待遇を確保するため、事業所への働きかけやすべての人がともに職業生活と家庭生活・地域活動を両立させ、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めます。	雇用における均等な機会及び待遇を確保するため、事業所への働きかけを行います。また、すべての人がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めます。
40	第3章3	事務局より	体系を表から図にA4版にて対応	表	図
41	基本目標Ⅰ 重点目標1 現状と課題	策定委員会 意見	第3章2(1)に対して 男性のための男女共同参画	女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識を反映して、その個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会づくりを妨げる要因となる恐れがあるものがあります。	女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識を反映して、男性・女性ともにその個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会づくりを妨げる要因となる恐れがあるものがあります。
42	基本目標Ⅰ 重点目標1 ① -1	策定委員会 意見	第3章2(1)に対して 男性のための男女共同参画	【内容】 ・どのような社会の制度や慣行が男女共同参画社会の実現をはばんでいるのかに気づき、見直していけるよう市民啓発を進めます。	【内容】 ・どのような社会の制度や慣行が男女共同参画社会の実現をはばんでいるのかに気づき、男性・女性双方の立場・視点から見直していけるよう市民啓発を進めます。

42	基本目標Ⅰ 重点目標1 ①-2(担当課)	庁内関係課 へのヒアリン グより	秘書広報課より、関係各課がよい との意見	人権推進課 社会教育文化財課 秘書広報課	人権推進課 社会教育文化財課 秘書広報課 関係各課
44	基本目標Ⅰ 重点目標2 ②-4(担当課)	ヒアリング 後修正点	学校教育課を追加	人権推進課 保健福祉課	人権推進課 保健福祉課 学校教育課
45	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標3	事務局より	右記修正	メディアを通じて人権に対する意識 や男女共同参画の重要性がより広く 理解される可能性がある一方で、固定 的な性別による役割分担を前提とし た表現、あるいは女性の身体的・性的 側面のみを強調したり、暴力を肯定し た表現などがもたらされる状況も見 受けられます。	メディアを通じて人権に対する意識 や男女共同参画の重要性がより広く 理解される可能性がある一方で、固定 的な性別による役割分担を前提とし た表現、あるいは女性の身体的・性的 側面のみを強調したり、暴力を肯定し た表現なども依然として見受けられ ます。
46	基本目標Ⅰ 重点目標3 ②-3	ヒアリング 後修正点	特化した施策事業を入れる予定は ない。スターカーに特化した自衛 措置援助は難しい。		この項目全体を削除
48	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1	事務局より	防災会議における女性委員の割合 は平均ラインを超えているので削 除	本市における審議会への女性の登用 率は向上し、県内でも高い一方で、女 性議員の割合や市職員の女性管理職 の割合、防災会議における女性委員の 割合は改善する必要があります。	本市における審議会への女性の登用 率は向上し、県内でも高い一方で、女 性議員の割合や市職員の女性管理職 の割合は改善する必要があります。
49	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1①	事務局より	右記項目の方法は定着しているの で、表現修正	・審議会・委員会等における委員の選 出の選出において、女性委員の登用を 促します。	・審議会・委員会等における委員の選 出の選出において、女性委員を登用し ます。
50	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1②	事務局より	市役所であれば一定総務課が対応 できるが、経済分野において、ネ ットワーク構築まで啓発できるか 検討が必要	・女性が働きつづける上での悩みにつ いて助言するメンター制度の導入、 女性管理職等のネットワーク構築等 の取り組みについて啓発します。	・女性が働きつづける上での悩みにつ いて助言するメンター制度の導入 について啓発します。
50	基本目標Ⅱ 重点目標1 ②-3(担当課)	ヒアリング 後修正点	経済分野(企業・事業所等)におけ るメンター制度の導入等に関する 施策なので、総務課、学校教育課 は削除	総務課 人権推進課 学校教育課 ひと・はたらく課	人権推進課 ひと・はたらく課

50	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1③	事務局より	消費者との交流については削除	・消費者との交流などにおいて、女性の活躍推進を図るとともに、「6次産業化」などにチャレンジする女性の起業活動などを支援します。	・「6次産業化」などにチャレンジする女性の起業活動などを支援します。
50	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1④	事務局より	政策決定を要するため、右記項目を削除	・自治会役員への女性の登用促進を図るため、「自治会役員女性参画推進事業補助金制度」を実施します。	削除
50	基本目標Ⅱ 重点目標1 ④-4(担当課)	ヒアリング 後修正点	ヒアリングで難しいとの意見がでたが、小野市との交流など、人権推進課が実施している内容として掲載	削除	そのままのこす
51	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1⑤	事務局より	総務課を追加	消防防災課	総務課 消防防災課
54	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標2	事務局より	「農林業・商工業等自営業者が組織する各種団体」には、自営業者のみではないですが、商店街や農業協同組合等が該当します。商店街における女性の役員状況は把握できません。農業協同組合については、基本目標Ⅱで記載があるので、現状と課題の右記文章、①のひとつめの項目は削除させていただきます。	農林業・商工業等自営業者が組織する各種団体における役員等への参画状況をみると、女性の役員はいまだ少ない状況にあります。	削除
54		事務局より		各種団体における女性の役員等への登用促進	削除
54	基本目標Ⅲ 重点目標2 ①-3(担当課)	ヒアリング 後修正点	農業振興課のヒアリングより、農業委員会事務局も入るかという意見あったが、農業振興課のみ	農業振興課	農業振興課
57	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標3	事務局より	担当課追加		ひと・はたらく課 人権推進課
58	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標3	事務局より	右記修正	・子育てに関する指導者の研修への参加を推進します。	・子育てに関わる指導者に対し、男女共同参画研修への参加促進を図ります。

59	基本目標Ⅲ 重点目標3 ③-2	ヒアリング 後修正点	誤字脱字等を修正	<p>【施策名】 生活困世帯の自立支援の充実</p> <p>【内容】 ・生活困窮者への各種支援、制度の充実を図ります。</p>	<p>【施策名】 生活困窮世帯の自立支援の充実</p> <p>【内容】 ・生活困窮世帯への各種支援、制度の充実を図ります。</p>
64	基本目標Ⅳ 重点目標2 ②-1	ヒアリング 後修正点	<p>・年金問題としてまとめることは難しい ⇒生活困窮者自立支援制度と高齢者施策の連携強化が言われています。</p>	<p>【施策名】 低年金・無年金者問題への対応</p> <p>【内容】 ・高齢期の女性をはじめとする貧困について、低年金・無年金者問題に対応します。</p>	<p>【施策名】 高齢者の生活困窮者に対する連携体制の強化</p> <p>【内容】 ・高齢期の女性をはじめとする生活困窮について、高齢者施策と連携した支援の充実を図ります。</p>